

[事案 2020-19] 解約無効請求

・令和2年10月20日 和解成立

<事案の概要>

自分が知らない間に解約手続がなされていたことを理由に、解約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年7月に契約した養老保険について、孫のための学資保険代わりになればと考え契約したが、自分が知らない間に解約手続がなされていたため、保険会社に確認したところ、「解約したのは被保険者です。」と言われた。しかし、被保険者は当時3歳の孫である。解約を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

本件に係る事情を総合的に考慮し、本契約を復元する方法での解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。